

令和3年3月1日

【重要】事務局開局時間の一時変更及び行政書士登録・行政書士法人届出事務について
兵庫県行政書士会

2月28日(日)、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き感染防止対策を行う必要のあることから、以下の対応を実施いたします。

1. 新型コロナウイルスの感染防止のため、事務局職員につきましては一部テレワーク（在宅勤務）を実施し、事務局開局時間を以下のとおりといたします。

（1）期 間：令和3年3月1日（月）より当面の間

（2）目 的：新型コロナウイルスの感染防止

（3）開局時間：9：00～16：00（電話受付時間も同様）

（4）事務局に出勤する職員の数：全体の6割から8割程度

2. 行政書士登録に関する事務、職務上請求書の払い出し、職印証明書の交付、その他の申請や手続きにつきましては、感染防止の観点から、引き続き可能な限り郵送での手続きにご協力いただけますようお願いいたします。

※ 今後も新型コロナウイルスの感染状況により、本会の事業や事務局運営などについて一部または全部の変更が予想されます。変更のあった場合には、随時本会ホームページ及びお知らせメールにてご連絡いたします。

※ 会員各位におかれましては、本会ホームページ及びお知らせメールを定期的にご確認いただけますよう引き続きよろしくお願いいたします。

何卒ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。